



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 東洋刃物株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 允
(コード番号 5964 東証第二部)
問合せ先 取締役管理部長 久保雅義
(T E L (022) 358 - 8911)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の当社第139期定時株主総会において、「監査等委員会設置会社への移行」及び「定款一部変更」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査を担う者に取締役会における議決権を付与することにより取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性および透明性を高めることを目的としております。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 139 期定時株主総会において、移行に必要な定款変更について承認をいただき、当該株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。)で創設された「監査等委員会設置会社」に移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定を新設し、監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 28 年 6 月 29 日 (水)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 28 年 6 月 29 日 (水)

4. その他

本日別途、「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」を開示しております。

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 4 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p>第 6 条 (自己の株式の取得)</p> <p><u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 7 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 8 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (取締役会の設置)</p> <p><u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>第 19 条 (員数)</p> <p>当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関)</p> <p><u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>第 8 条 (単元未満株式についての権利)</p> <p><u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>4. 次条に定める請求をする権利</u> <p>第 9 条 (単元未満株式の買増し)</p> <p><u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第 10 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 20 条 (員数)</p> <p>当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、12名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条 (選任方法) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～ 3. (条文省略) (新設)</p>	<p>第21条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. ～ 3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第21条 (任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第22条 (任期) 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>第22条 (代表取締役、役付取締役および相談役) 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役相談役若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p>	<p>第23条 (代表取締役、役付取締役および相談役) 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定める</u>ことができる。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、<u>取締役相談役若干名を定める</u>ことができる。</p>
<p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) (条文省略)</p> <p>2. (条文省略) (新設)</p>	<p>第24条 (取締役会の招集権者および議長) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>前二項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第25条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第29条 (報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (取締役の責任免除) (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条 (監査役および監査役会の設置) <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>第32条 (員数) <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>第33条 (選任方法) <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第27条 (取締役会の決議の省略) 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第28条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第31条 (報酬等) 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第32条 (取締役の責任免除) (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第34条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 (監査役会の決議方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第38条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第39条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第40条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第41条 (監査役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>第33条 (監査等委員会の招集通知)</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>第34条 (監査等委員会の決議方法)</u> 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p><u>第35条 (常勤の監査等委員)</u> 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>第36条 (監査等委員会の議事録)</u> 監査等委員会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p><u>第37条 (監査等委員会規程)</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
<p><u>第42条 (会計監査人の設置)</u> 当会社は、会計監査人を置く。</p>	(削除)
<p>第43条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第38条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>第45条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第40条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第46条 (条文省略)</p>	<p>第41条 (現行どおり)</p>
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
<p>第47条 (条文省略)</p>	<p>第42条 (現行どおり)</p>
<p><u>第48条 (剰余金の配当)</u> 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>	(削除)
<p><u>第49条 (中間配当)</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第50条 (剰余金の配当金の除斥期間) <u>剰余金の配当金(中間配当金を含む。)</u>は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第43条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>第44条 (剰余金の配当の基準日)</u> <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>第45条 (剰余金の配当金の除斥期間等)</u> <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u> <u>2. 未払の配当金には、利息をつけないものとする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>